

ポーランドで日本人同士、または日本人と外国籍の父・母のもとに

お子様が生まれた場合

令和8年9月9日
在ポーランド日本国大使館

ポーランドにおいて日本人同士、または日本人とポーランド国籍以外の外国籍の父または母のもとに子が生まれた場合の各種手続や留意事項についてご案内します。なお、ポーランド政府による各種手続や出入国方法については、予告なく変更となる場合があります。最新の情報や手続方法の詳細、ご不明点については、各関係機関へ直接ご確認をお願いいたします。

1 各種手続きについて

ポーランド及び日本における各種手続の概要は以下のとおりです。ポーランドで生まれた外国籍の子は、短期滞在者と同じく見なされ、合法的な滞在期間は出生から180日の内、**90日間**となります。90日以内にステップ4の申請が開始できるよう、早めに手続を進めてください。

● ステップ1 ポーランドにおいて出生登録を行う

病院の出生通知書の発行日から21日以内に民事登録局である Urząd Stanu Cywilnego (USC) にて出生登録を行う必要があります。病院で出生した場合、子の出生の情報は病院から USC に送付されますが、日本の出生届に必要な出生証明書を入手するため、父または母が出産した病院を管轄する USC へ直接出向く必要があります。USC での登録が完了後、子に PESEL 番号が自動的に割り当てられます。

基本的な必要書類は以下のとおりですが、詳細については USC へご確認ください。

- ①両親の有効なパスポート（原本）
- ②父・母の婚姻を証明する書類（外国語の場合はポーランド宣誓翻訳が必要です）
- ③病院が発行した出生通知書（Karta Urodzenia）

● ステップ2 日本の出生届の提出

USC から出生証明書を入手後、日本の出生届を提出してください。当館に出生届を提出する場合は[こちら](#)をご確認ください。なお、当館に出生届を提出する場合、戸籍に記載されるまで1か月半から2か月を要します。**お急ぎの場合は、日本の本籍地役場へ直接、届書を郵送することをお勧めします。**

● ステップ3 日本旅券の申請

子の情報が記載された戸籍謄本（原本）または電子戸籍パスとともに、旅券の申請を行います。旅券の新規申請方法については[こちら](#)をご確認ください。

現在、旅券の審査完了から交付まで約1か月を要します。旅券の発給を待たずに日本へ帰国する必要がある場合は「[帰国のための渡航書](#)」の発給を受けることも可能です。詳しくは当館までお問い合わせください。

● ステップ4 ポーランドの一時滞在許可の申請

各県庁窓口またはオンライン Moduł Obsługi Spraw ([MOS](#)) にて、子のポーランドの一時滞在許可を申請してください。原則、出生から90日以内に申請書類を提出してください。申請には子の日本旅券が必要となりますが、出生証明書等の子の国籍を証明する書類があれば、日本旅券の交付を受ける前に申請手続が開始できる場合があります。詳細は各県庁へ直接お

問い合わせください。

【参考】Temporary residence permit (granted to a child born in Poland) ([こちら](#))

2 日本へ一時帰国する際の留意事項

子の出生後90日を超えて、ポーランドを出国し日本へ一時帰国する場合、以下の点にご留意ください。

① ポーランドの一時滞在許可申請（上記ステップ4）を行わず、ポーランドを出国する場合

子が出生後、ポーランドを含むシェンゲン域内に合法的に滞在可能な期間は出生から180日間の内の90日間となります。一時滞在許可申請を行わないまま90日以上ポーランドに滞在し、ポーランドまたはシェンゲン域内の乗り継ぎ空港にて出国審査を受けた場合、不法滞在と見なされ原則としてEES（出入域システム）にその情報が登録されます。この場合、シェンゲン加盟国を出国することは可能ですが、ポーランド及びシェンゲン加盟国への再入国禁止措置が取られるとともに、6か月から最長3年の間、ポーランド査証の発給が拒否される可能性があります。

【参考】出入域システム（EES） <https://travel-europe.europa.eu/ja/ees##>

② 一時滞在許可申請中にポーランドを出国する場合

一時滞在許可の申請中を示す、旅券に押された赤いスタンプやオンライン申請の受付番号は、**ポーランド国内においてのみ、ポーランドの滞在資格を示す書類として有効です**。そのため、ポーランド国内の空港において出国手続きを行い、日本へ帰国する場合には不法滞在とは見なされません。ただし、ポーランド以外のシェンゲン加盟国にて乗り継ぎ・出国審査をする場合は不法滞在と見なされ、上記①と同じ措置が取られる場合があります。

このため、国境警備隊からは一時滞在許可申請中に日本へ帰国する際は、ワルシャワから成田行きの直行便やポーランドにおいて出国審査をする乗り継ぎ便（例：グダンスク→韓国ソウル→日本等）を利用するよう説明されています。

一時滞在許可申請中であっても、日本での一時帰国を終え、再びポーランドに戻る場合は日本の在日ポーランド大使館においてポーランド査証の取得をし、ポーランドに入国してください。

【参考】在日ポーランド大使館 <https://www.gov.pl/web/nippon>

3 当館連絡先

在ポーランド日本国大使館

領事班

電話：22-696-5005（領事班直通）

メール：cons@wr.mofa.go.jp

※土日・休館日を除く、9:00～12:30、13:30～17:00